

お出かけください!

人権を考える「県民の集い」

12月4日(金)～10日(休)は、「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。県では記念事業として「県民の集い」を開催します。申し込みは不要です。ぜひ、お出かけください。

日時／11月28日(出)午
前9時30分～午後3
時30分

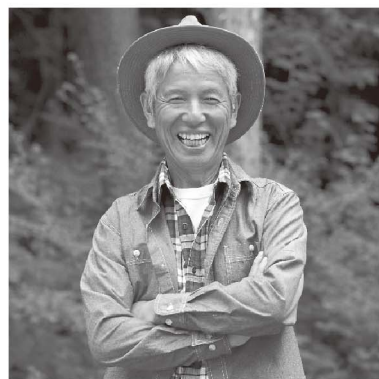
場所／鴻巣市文化セン
ター「クレアこうの
す」(鴻巣市中央29-
1)

費用／無料

内容／清水国明氏に
よる人権講演会、埼
玉県立鴻巣高校吹奏楽部による演奏、隣保館・教育集
会所・障害者施設利用者の活動成果発表、人権啓発資
料展示と配布・ビデオ上映、法務省人権擁護委員による
人権相談

その他／入場無料・先着順

問い合わせ／県人権推進課(☎048・830・2258)へ。



ご参加ください!

新規就農支援個別相談会

寄居町担い手育成協議会では、農業に興味のある方や農業を始めてみたい方、本格的に就農を考えている方を対象に、産業文化祭の開催にあわせ、新規就農支援個別相談会を行います。初心者の方もお気軽にお申し込みください。

日時／11月14日(出)・15日(日)午前9時～正午、午後1時～2時

場所／総合体育館・アタゴ記念館内

対象／寄居町で農業を始めたい方・本格的な就農をお考えの方・研修を希望される方

申し込み／11月13日(金)までに、農林課へ電話、または直接お申し込みください。(予約制)

問い合わせ／農林課(☎581・2121内線401)へ。



11月10日～11月16日は

「アルコール関連問題啓発週間」です!

お酒はストレスや緊張を和らげるなど、上手に飲めば効用があります。しかし、お酒に含まれるアルコールには依存性があり、習慣的に飲んでいると「アルコール依存症」になる危険性があります。依存症になると、健康を損ねるばかりか、社会的・経済的なトラブルを起こしやすく、仕事や家庭など、自分の大切なものを失ってしまいます。この機会にあなたのお酒の飲み方を見直してみませんか?

アルコール健康障害対策基本法

この法律は、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

アルコール健康障害とは

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒などの不適切な飲酒の影響による心身障害をいいます。

アルコール依存症その他の多量の飲酒

長期間にわたってアルコールを大量に飲み続けることにより徐々に弱くなってしまいます。依存症になると、飲むのをやめようと思っても、アルコールに対する強い欲求がくり返し起こります。「いつでもやめられる」とか「コップ一杯に減らさない」などというやり取りの中で飲み続けていってしまうのが特徴です。

未成年者の飲酒

未成年者は心身ともに発達段階にあり、発育途上の脳細胞は、より強くアルコールの影響を受けてしまいます。アルコールには中枢抑制作用、つまり麻酔作用があり、飲酒経験のない未成年者は、一度に多量のアルコールを飲むと、急性アルコール中毒に陥ることがあります。また、未成年者はアルコールを代謝する酵素の働きが弱く、性腺機能障害、肝臓や膵臓などの臓器障害、アルコール依存症にもなりやすいといわれています。

妊婦期の飲酒

妊娠中の女性が飲酒すると胎盤を通じてアルコールが胎児の血液に流れ込んでしまいます。胎児性アルコール症候群=Fetal Alcohol Syndrome (FAS) と言い、胎児の成長や発達の遅れ、脳などの中枢神経の障害が生じる恐れがあります。胎児はアルコールを代謝する能力が未発達のため、母体よりもさらに影響を受けてしまいます。また授乳期の飲酒は、母乳にアルコールが含まれ赤ちゃんに飲酒させることになり、脳やからだの発育や発達に影響を及ぼします。授乳期にも飲酒を控えることをお勧めします。

その他のアルコールに関連した問題

社会問題となっている「飲酒運転」があります。飲酒運転に対する社会の厳しいまなざしやモラルの向上、および刑法・道路交通法の改正と厳罰化などによって、飲酒運転事故の件数は減少しているものの、悲惨な事故は未だに後を絶ちません。また、お酒を飲んで自転車を運転することも、自動車と同様に禁止されています。

ほかにも、飲酒による暴力や犯罪、自殺等が問題となっています。

休肝日を設けましょう

飲酒後、肝臓はアルコールを分解しようと働きますが、大量の飲酒を長期間続けると、肝臓に大きな負担をかけることとなります。適量の2倍を超えると生活習慣病のリスクが高まると言われています。脂肪肝から肝炎、肝硬変と進行する前に、週に1～2日はお酒を飲まない日(休肝日)を設けましょう。

問い合わせ／保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。



—12月4日～10日は人権週間です—

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、
下記のとおり記念行事を開催します。

全国一斉

「女性の人権ホットライン」

強化週間の実施

日時／11月16日(月)～22日(日)午前8時30分～午後7時

※ただし、21日(土)・22日(日)は午前10時～午後5時

電話番号／☎0570・070・810

相談担当者／法務局職員、人権
擁護委員が対応します。

その他／秘密は厳守します。



開催します!

人権週間記念行事

期日／12月12日(出)

場所／さいたま市産業文化会館(さいたま市中央区
下落合5-4-3)

定員／300人

内容／第1部：午後1時～2時、平成27年度全国中学
生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式
第2部：午後3時～4時30分、杉尾秀哉氏
(TBS報道局解説専門記者室長)による講
演会「報道と人権～情報化社会を生きる～」

費用／無料

問い合わせ／さいたま地方法務局人権擁護課(☎048・859・3507)へ。